

令和 7 年 月 日

春日井市長 石黒 直樹 様

春日井市廃棄物減量等推進審議会  
会長 武 田 誠

クリーンセンターにおけるごみ受入ルールの変更について（答申）

令和 7 年 4 月 22 日付け 7 春第 71 号で諮問がありましたクリーンセンターにおけるごみ受入ルールの変更について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり結論を得ましたので答申いたします。

市におかれましては、審議過程で各委員から出された意見を十分踏まえ、受入ルールの変更を着実に推進されることを要望します。

なお、本審議会といたしましては、受入ルールの変更に当たり特に留意すべき事項を次のとおり申し添えます。

## 1 市民への丁寧な周知・説明

様々な事情の下でごみを排出する市民生活の多様性に配慮しながら、ごみ分別アプリなど様々な媒体・機会を活用し、市民への丁寧な周知説明に努めてください。

また、受入ルール変更によりごみステーションへの排出量の増加が懸念されるため、ごみステーションを維持管理する町内会等への周知を徹底してください。

## 2 不法投棄防止対策の推進

クリーンセンターにおける家電リサイクル法対象品目や廃タイヤ等の受入廃止により、処分に係る市民の費用負担が増大する場合があり、不法投棄の増加につながることが懸念されます。市民、事業者、警察、近隣市等と連携し、不法投棄監視パトロールや監視カメラ、看板設置等の不法投棄防止対策を進めてください。

## 3 ごみステーションの適正管理

生活様式の多様化や町内会加入率の低下等を背景にごみステーションの維持管理が困難化し、ごみの散乱や不適正排出が問題となっているごみステーションがあります。クリーンセンターへのごみの持ち込みからごみステーションへの排出へと誘導することに併せて、引き続き、ごみステーションの適正な維持管理の方法等について検討を進めてください。

## 4 社会情勢の変化への的確な対応

リチウムイオン電池内蔵製品の普及やプラスチック資源循環の制度化など、本市の廃棄物処理を取り巻く環境は変化し続けています。循環型社会の実現に向けてこうした社会情勢の変化に的確に対応できるよう、情報収集に努め、分別区分や収集処理方法等を常に見直し、ごみの安定的かつ効率的な収集処理体制の確保を図ってください。